

1.12.27

官情 3-30  
官税 1-99  
令和元年 12月 26日

日本税理士会連合会  
会長 神津 信一 殿

国税庁長官官房企画課長  
永田 寛幸  
国税庁長官官房税理士監理室長  
櫻井 淳

## 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及・定着に向けたお願ひ

平素より、税務行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、納税者等の利便性向上及び行政運営の効率化の観点から、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及・定着に向けて、各種施策を実施しているところであります。

また、平成 29 年 6 月に財務省が公表した「『行政手続コスト』削減のための基本計画」（平成 31 年 3 月末改定）において、e-Tax の使い勝手の大幅改善が掲げられたことからも、納税者等の皆様の負担感減少に向けた取組を進めております。

貴会、各税理士会、各支部及び税理士の皆様方の御支援、御協力をいただいた結果、着実に e-Tax の普及・定着が図られてきているところであります、改めて御礼申し上げます。

貴会におかれましては、添付書類も含めた e-Tax の普及・定着に向けた取組の推進に御尽力いただいているところと承知しておりますが、申告・申請等の手続及びダイレクト納付などの電子納税の更なる利用に向け、全ての税理士の皆様が、これまで以上に e-Tax を利用いただくよう、御支援を賜りますようお願いいたします。

特に、下記につきましては、国税当局において、貴会とともに推進していく必要があると考えておりますので、御協力をお願い申し上げます。

つきましては、貴会から各税理士会を通じて、各支部及び税理士の皆様に対し、本文書の内容を周知いただくとともに、引き続き、国税局（事務所）及び税務署が実施する e-Tax に関する行事・施策に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 相続税申告の e-Tax 対応

令和元年 10 月 1 日から、相続税申告（平成 31 年 1 月 1 日以降に相続等により財産を取得した人の申告）について、e-Tax による提出（送信）が可能となりました。  
(注) 平成 30 年 12 月 31 日以前に相続等により財産を取得した人の申告は、e-Tax による提出ができません。

## 2 大法人の電子申告義務化

令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から、資本金の額等が1億円超などの要件に該当する大法人の確定申告書等の提出については、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子的に提出することが義務付けられています。

なお、別表のうち明細記載を要する部分や勘定科目内訳明細書のデータは、XML形式に加え、CSV形式による提出が可能となっています。また、財務諸表のデータについても、令和2年4月1日以後終了事業年度の申告より、現行のXBRL形式に加え、CSV形式による提出が可能となります。

## 3 青色申告特別控除の改正

令和2年分以降の所得税確定申告において、65万円の青色申告特別控除を受けるためには、現行の適用要件に加えて、e-Taxによる提出（送信）又は電子帳簿保存が必要となります。

## 4 準確定申告のe-Tax対応

青色申告特別控除の改正に併せ、令和2年分以降の所得税の準確定申告（出国の場合を除く）については、e-Taxによる提出（送信）を可能とすることを予定しています。

## 5 e-Taxを使用した更正通知等の送信

令和2年1月以降、電子証明書を利用してe-Taxで更正の請求書を提出する納税者のうち、当該請求に係る更正通知等について電子通知を希望された方に対しては、更正の通知書等をe-Taxの「通知書等一覧」へ送信することを予定しています。

## 6 ダイレクト納付の利用拡大

ダイレクト納付を利用した予納が可能となりました。この機能により、確定申告により納付することが見込まれる金額について、定期的に均等額を納付することや収入に応じた任意のタイミングで納付することが可能です。

また、eLTAXを活用した地方税共通納税システムの導入に伴い、令和元年10月からは地方税についてもダイレクト納付が可能となっています。

## 7 e-Taxでのイメージデータによる添付書類の提出の利用拡大

e-Taxで申告・申請等を行う場合の添付書類については、一部の税目でイメージデータによる提出範囲を拡大しました。

## 8 給与・公的年金等の源泉徴収票のeLTAXでの一括作成・提出の利用拡大

給与・公的年金等の源泉徴収票については、eLTAXを利用することで一括して作成・提出することが可能となっています。

(注) 令和3年1月以降に提出する給与・公的年金等の源泉徴収票等を含めた支払調書について、支払調書の種類ごとに前々年の提出すべきであった当該支払調書の提出枚数が100枚以上である場合には、電子的提出が必要となります。

## 9 石油ガス税、揮発油税及び地方揮発油税申告のe-Tax対応

令和2年6月から、石油ガス税・揮発油税及び地方揮発油税の申告について、e-Taxによる提出（送信）を可能とすることを予定しています。

### 【担当】

国税庁情報技術室 永野、仲  
電話：03-3581-4161(内3369)